

水道料金が改定されます！

上水道の御所浦地区、簡易水道の牛深・五和・天草地区において、10月16日以降の検針分から料金が改定されます。また、加入金については同日をもって全地域が廃止になります。

市の水道は、合併により、地方公営企業法適用の旧2市2町(本渡市、牛深市、御所浦町、五和町)の上水道事業が、天草市水道事業として、また、旧1市7町(牛深市、有明町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町)の簡易水道事

業が天草市簡易水道事業として始まりました。水道料金、メーター器使用料や加入金については、いずれも旧市町の料金体系などで運営していますが、今回の改定は、統一料金の実施に向けた前段の調整として、『不均一料金の解消』『負担の公平性』を図るためのものです。

なお、今回、上水道の本渡・牛深・五和地区と簡易水道の有明・倉岳・栖本・新和・河浦地区は水道料金の改定はありません。

◆新料金表(上水道：御所浦地区、簡易水道：牛深・五和・天草地区)

料金区分 種別・用途	基本料金(1月につき)		従量料金		
	メーター口径	料金	区分	水量 料金(1㎡につき)	
一般用	13mm	1,100円	第1段	1㎡以上	65円
	20mm	1,400円		8㎡以下	
	25mm	1,700円	第2段	9㎡以上	220円
	30mm	2,000円		25㎡以下	
	40mm	2,500円	第3段	26㎡以上	230円
	50mm	3,000円			
	75mm	3,500円			
	100mm	4,000円			
	150mm	4,500円			
浴場用	2,000円		100㎡以下	80円	
			101㎡以上	155円	
一時用	1㎡につき			260円	
私設消火栓 演習用	20分以内 1個1回につき		口径50mm未満	1,000円	
			口径50mm以上	2,000円	

●新料金表による一般家庭の料金を、試算してみると次のようになります。

(例) 口径13mmで月の使用水量が15㎡の世帯

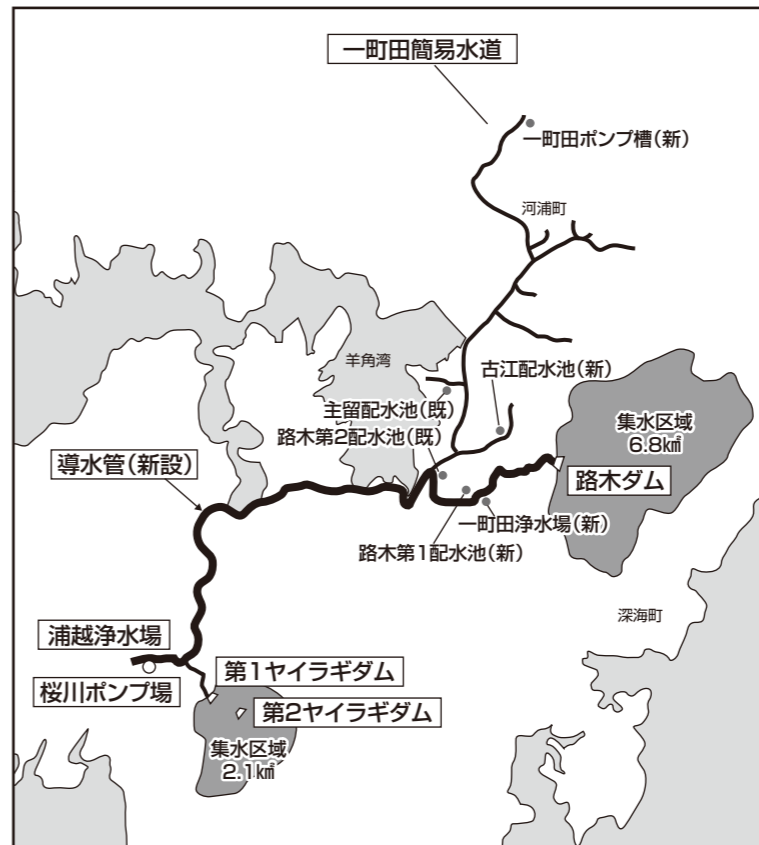
基本料金	1,100円
従量料金	
第1段	65円×8㎡ = 520円
第2段	220円×(15-8)㎡ = 1,540円
小計	3,160円
消費税	158円
合計	3,318円

●基本料金については、開始・停止・休止が月の途中である場合、15日以内の使用日数であれば半額、16日以上ときは全額の徴収となります。

※この改定により、新料金表で算出した水道料金が現行料金よりも高くなる場合は、経過措置として現行料金を適用します。なお、今回の料金改定により、水道料金が高くなることはありません。

県営路木ダム建設事業と本市水道事業の関連

◆路木ダムと関連事業区域図



※集水区域とは降った雨がダムに流れ込む範囲です。

《牛深地区水道水源開発等施設整備事業》

牛深地区の水道は、ヤイラギダム等を水源として給水を行っていますが、雨が少ないと、安定した水量が見込めず、これまでたび重なる水不足に悩まされています。このような状況を解消するために、路木ダムを安定水源として、市民生活に欠かせない水道水の安定供給を行うものです。

《一町田地区簡易水道再編推進事業》

河浦町の一町田地区簡易水道は、大雨時には井戸から濁り水が出て、飲料できない状況が発生することがあります。また、渇水期には井戸の水位も下がり、給水が困難な状況も発生しています。一町田や新合地区の水道未普及地区へ給水を行う事業で、路木ダムを安定水源として、浄水場の建設や水道管の整備を行うものです。

県営路木ダム建設事業と市水道事業

■路木ダム事業の概要

- 計画年度：平成5年度～同25年度
- 事業費：90億円
- 負担率：牛深地区11.2%・河浦地区6%
- 進ちょく率：平成20年度末41.5%
- 一日最大取水量：牛深地区3,000トン・河浦地区1,600トン

河浦町一町田地区の現在の水源は川の水や浅井戸であり、その水量は天候に左右される不安定な水源です。そのため、通常は取水できませんが、雨が降らない渇水期には水量の確保が困難になります。そこで未普及地域に水道水を供給するためには、安定した水源の確保が不可欠です。

①水道未普及地域の解消策

県営路木ダムの利水事業(水道)に関するいくつかの問い合わせがありました。そこで、次のとおりお答えします。

確保が必要であり、その方策として路木ダムを水源として水道事業を計画しているものです。

②漏水と今後の対策

水道の漏水は、どの水道事業体でも大きな懸案事項で、すべてを止めることは困難です。そこで市は、平成25年までに、漏水調査の実施や、老朽管の布設替えなどを行い、漏水を大きく改善することとしています。

③水道水の安定供給のためには

水道の計画にあたっては、渇水時に断水がないように計画しています。

このためには安定した水量の確保が必要ですので、路木ダムを水源とするものです。

※詳しいことは、本庁・水道課工務係 ☎1111 内線129
9、簡易水道課施設係内線1261へお尋ねください。

【問い合わせ先】本庁・水道課庶務係 ☎1111(内線1397) / 簡易水道課庶務係(内線1263)